

認証に必要な書類

1 署名者本人が公証役場へ来る場合

(1) 署名者が個人の場合

印鑑登録証明書（作成後3か月以内のもの、以下同じ）と実印

又は 運転免許証等と認印

(2) 署名者が法人の代表者で、署名にその肩書が付されている場合

①法人の履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書

（作成後3か月以内のもの、以下同じ）

②代表者の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの、以下同じ）

③代表者印

なお、代表者印が持ち出せないなどの事情がある場合には、(1)をお持ちいただくなどして認証できる場合もありますので、公証役場にお問い合わせください。

(3) 署名者が法人代表者でなく、「部長」等で署名にその肩書が付されている場合

①法人の履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書

②代表者の印鑑証明書

③役職証明書（代表者が代表者印を使用し、署名者の役職を証明する文書）

署名者が取締役などではない場合に必要。

④印鑑登録証明書と実印 又は 運転免許証等と認印

2 代理人が公証役場へ来る場合

(1) 署名者が個人の場合

①署名者から代理人への委任状（署名者の実印を押印）

②署名者の印鑑登録証明書

③代理人の印鑑登録証明書と実印 又は 運転免許証等と認印

(2) 署名者が法人の代表者で、署名にその肩書が付されている場合

①法人の履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書

②代表者の印鑑証明書

③署名者から代理人への委任状（代表者印を押印）

④代理人の印鑑登録証明書と実印 又は 運転免許証等と認印

(3) 署名者が法人代表者でなく、「部長」等で署名にその肩書が付されている場合

①法人の履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書

②代表者の印鑑証明書

③役職証明書（代表者が代表者印を使用し、署名者の役職を証明する文書）

④署名者から代理人への委任状（署名者の実印を押印）

⑤署名者の印鑑登録証明書（⑤を入手する時間的余裕がない場合、役職・職印証明書で代用し、委任状には署名者の職印を押印。）

⑥代理人の印鑑登録証明書と実印 又は 運転免許証等と認印